

## 修士の学位及び課程修了の取消しについて（概要）

### 1 対象者等

学位名 修士（法学）  
学位記番号 修甲第 48782 号  
授与年月日 令和 6 年 3 月 25 日  
学位論文題目 「重加算税の賦課要件に関する一考察  
—積極的な不正行為がない過少申告の事例を中心に—」

### 2 調査の経緯

研究公正委員会において、当該学生の修士学位論文に剽窃（盗用）があったとの結論を受け、学術院運営委員会において審議した結果、修士の学位及び課程修了の取消しに相当するとの結論に至った。

### 3 不正行為の内容

修士論文「重加算税の賦課要件に関する一考察—積極的な不正行為がない過少申告の事例を中心に—」（2024年3月）において、特定不正行為である盗用をしていた。

### 4 修士の学位及び課程修了の取消し並びに学位記の返還

教育研究評議会において、筑波大学学位規程第 16 条第 1 項第 1 号「不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」に該当すると判断し、授与した学位及び課程修了の取消し並びに学位記の返還を決定した。

### 5 再発防止に向けての取組

筑波大学では、このたびの事態を重く受け止め、学内会議等において報告を行うとともに、今後同様の事案が発生しないよう周知を徹底することとした。また、学生及び教員を対象とした研究倫理教育の強化、複数教員による論文指導体制の確立、論文審査における外部委員の参画などを徹底し、組織全体で再発防止に取り組むこととする。